

税制改正の影響 激変緩和を検討しています

税源移譲ということ

「地方分権」ということで、国から地方へ税源移譲が行われています。それ自体は悪いことではありませんが、地方税が増税になることによって、さまざまなところに影響が出てきます。昨年9月議会、今年の3月議会に引き続き、13日の総務常任委員会を取り上げました。

どんな改正ですか

今回の税源移譲で、所得税は若干減税になりますが、地方税の税率(表参照)が変わります。

所得が800万円の高額所得者は56万円から48万円へと8万円も減税になります。400万円では22万円から24万円へと2万円の増税、200万円

個人住民税の税率

所得額	改正前	改正後
200万円以下	3%	一律 6%
700万円以下	8%	
700万円 超	10%	

の人は6万円から12万円へと倍増という増税です。

いろいろ影響が

行政サービスの中には、市民税の額によってサービスを受けられたり、ダメだったりするものがたくさんあります。その境界近くにおいてサービスを受けていた人が、収入が一円も変わらなくても、今度の増税でその境界を越えてしまいサービスを受けられなくなるケースが出てきます。

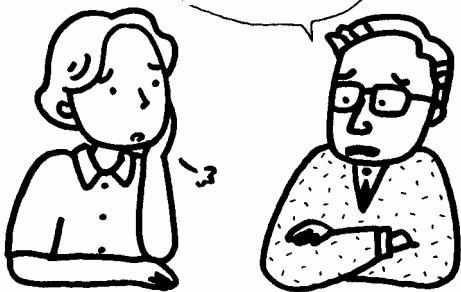
激変緩和措置を

昨年9月議会では、「いくら増税になるか」を聞きました。3月議会では、「影響を調査し、対策を」と要求してきました。今回は、「激変緩和措置を」求めたものです。

中川周一助役は、次のように答弁しました。

中川助役の答弁

3月の当総務委員会におきまして、杉本委員からそのような御指摘をちょうだいいたしました。税部門を含めた関係部局で現在詳細な検討を行っているところでございます。今ほど内山(主税監)がお答えいたしましたように、それぞれ市独自の行政サービスでそれぞれの基準を持っているものばかりでございます。トータルで整合性のとれた市民サービスは一体どの線なのかというような議論でございます。現在鋭意検討を進めているところでございますので、そのように御承知おきを賜りたいと思っております。



日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の 市政レポート

2006年6月18日 107
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832